

下関市立大学教養教職機構教授会規程

令和3年3月23日

規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成19年規程第3号）第12条第2項の規定に基づき、教養教職機構に置く教授会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 教授会は、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについて学長が決定を行うにあたり意見を述べる。

2 教授会は、前項に定めるもののほか、教養教職機構長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び教養教職機構長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成)

第3条 教授会は、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成する。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、教養教職機構長をもって充てる。

2 議長に事故があるとき又は欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 教授会は、必要に応じて議長が招集する。

2 教授会は、構成員の過半数の出席（他に別段の定めがある場合を除く。）がなければ開くことができない。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、特に必要と認めるときは、構成員以外の者を教授会に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 議長は、教授会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、学務部教務課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は議長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。